

青森市総合計画 基本構想

答申

令和6年3月22日
青森市総合計画審議会

「青森市総合計画 基本構想」答申

第1章 基本構想策定の趣旨・背景

1 基本構想策定の目的

青森市は、2005年4月、先人たちのたゆまぬ努力により幾多の困難を乗り越え着実な発展を遂げてきた旧青森市と旧浪岡町とが合併して誕生しました。その後、2006年10月には青森県内初の中核市へと移行し、北東北の拠点都市として、社会経済環境の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めてきました。

一方、人口減少や少子高齢化とそれらに伴う労働力人口の不足、地域コミュニティの活力の低下のほか、グローバル化やデジタル化の進展、地震や台風などの自然災害、地球温暖化や環境汚染などの環境問題など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

そこで本市では、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、市民意見を反映しながら、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市が将来に向けて目指すべき姿を市民と共有し、多様化・複雑化する地域課題の克服に向けたまちづくりの方向性を示す最上位指針として、新たな総合計画の基本構想を策定します。

2 基本構想の目標年次

2024年度を初年度とし、目標年次を10年後の2033年度とします。

3 本市の特性

本市の地勢をはじめ、歴史・文化や自然などの地域資源を次のとおり認識し、まちづくりに最大限に活かしていきます。

(1) 本市の概況

本市は、2020年国勢調査によると、人口は275,192人、世帯数は118,483世帯となっています。

青森県のほぼ中央に位置し、824.61平方キロメートルに及ぶ広大な行政区域面積を有しており、北部は陸奥湾に面し、東部と南部には奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰に、西部は梵珠山を含む津軽山地から津軽平野へ連なるなどの雄大な自然に囲まれており、夏が短く冬が長い冷涼型の気候であり、特に冬は降雪量が多く、市全域が特別豪雪地帯に指定されています。

また、本市には、青森県の県庁所在都市及び交通・行政・経済・文化の中心都市としての都市機能が集積し、全国につながる高速道路や新幹線、世界各地に繋がる空港、港を有する交通の要衝であり、陸・海・空の交通結節点として高い拠点機能を有しています。

2020年度における市内総生産の割合は、第1次産業が0.7%、第2次産業が9.4%、第

3次産業が89.9%となっており、第3次産業に特化した産業構造になっています。

(2) 本市の地域資源

■祭・芸能

日本を代表する火祭りであり、国の重要無形民俗文化財に指定されている「青森のねぶた」や、浪岡城主北畠氏にちなんだ「浪岡北畠まつり」など、市民に愛され、親しまれている祭りとともに、地域に受け継がれてきた「獅子踊」などの民俗芸能や郷土芸能を有しています。

■名所

新緑から樹氷に至るまでの多彩な四季が、訪れる人々を魅了する「八甲田連峰」は、良質な水を育むとともに、温室効果ガスの吸収源としての役割も果たしています。

また、「浅虫温泉」や「酸ヶ湯温泉」に代表される豊富な温泉は、市民の健康増進に役立っているとともに、重要な観光資源の一つとなっています。

■史跡

2021年に世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である「三内丸山遺跡」や「小牧野遺跡」のほか、壕と土塁に囲まれた平安時代の集落跡である「高屋敷館遺跡」、中世城館である「浪岡城跡」を有しています。

■著名人

版画家の棟方志功や、歌手の淡谷のり子、冒険家・プロスキーヤーの三浦雄一郎など、本市にゆかりのある数多くの著名人は、それぞれの分野で著名な業績を上げ、本市の文化・スポーツ振興に大きく貢献するとともに、本市の魅力を高めています。

■名産品

農産物では、全国的に有名な「りんご」のほか、「コメ」、「バサラコーン」、「カシス」、「トマト・ミニトマト」、「八甲田牛」、海産物では、「ホタテ」や「ナマコ」など、多彩で豊富な食資源を有しています。

また、「こぎん刺し」、「ガラス工芸品」「津軽塗」など、伝統的技術・技法による優れた製品が現在に引き継がれています。

■施設

ねぶた祭の歴史や魅力を余すことなく紹介し、1年を通じてねぶたのすべてを体感することができる「ねぶたの家 W・ラッセ」のほか、「浪岡交流センター あびねす」、「モヤヒルズ」など、憩いと賑わいを創出する空間を有しています。

また、「中世の館」、「青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸」、「縄文の学び舎・小牧野館」、「森林博物館」など、本市の歴史や文化を魅力的な形で伝え、後世に引き継ぐ施設を有しています。

4 本市の直面する諸課題

今後のまちづくりを進めるに当たっては、本市が現在置かれている状況や、近年の社会情勢の変化等を的確に捉え、次のような課題を踏まえて適切に対応する必要があります。

(1) 人口減少（少子化・若者の市外流出）

本市の人口は、国勢調査によると、2000年の318,732人をピークに減少が続いており、2020年は275,192人となっています。将来推計人口では、総合計画の目標年次である2033年には、2020年と比較して約4万2千人の減少となるほか、2040年代には20万人を切るが見込まれています。

また、非婚化・晩婚化の進展、子どもを産む世代の人口の減少などが相まって、出生数が年々減少する傾向にあり、2023年の出生数は1,279人で過去最少となっています。

さらに、2001年から本市の人口の社会減が続いており、2023年の社会増減数は1,189人の減少となっています。主に進学や就職を契機とした若年層の市外流出が著しい傾向となっており、労働力の不足や消費市場の縮小をはじめとする様々な影響が懸念されます。

(2) 多様な主体との連携・協働の必要性

人口減少・少子高齢化の進展や生活様式の変化などに伴い、地域コミュニティの縮小や希薄化が進むとともに、市民ニーズの多様化・複雑化が進み、これまでの画一的な行政サービスだけでは対応が難しい状況になっており、行政だけでなく、民間企業、地域住民、高等教育機関など、多様な主体が連携・協働して持続可能な解決策を見出す必要があります。

また、高齢化の進行やインフラの老朽化等により行政需要が増大する一方で、各地方公共団体が有する経営資源に限られる中、行政サービスを持続的かつ効果的に提供するためには、他の地方公共団体等と連携し、それぞれが有する資源を融通し合い、有効に活用していく視点が重要になっています。

(3) グローバル化・情報化社会への対応

社会経済活動のグローバル化が拡大し、外国人観光客の増加によるインバウンド需要が高まる中で、本市の文化、歴史、自然などの魅力を積極的に発信するとともに、言葉の壁を超えて交流を深めるなど、本市の個性と特徴を生かした国際化を進めることが重要になっています。

また、ICTの飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により、市民生活や働き方、さらには社会構造そのものが大きく変化しており、経済成長の低下や環境問題、本格的な人口減少社会の到来など、様々な社会的課題の解決や、行政サービス・市民生活の利便性向上のため、ICTを利活用することが重要になっています。

(4) 短命市（健康寿命の延伸）

本市の高齢化率は、2020年で32.0%と全国平均よりも高い一方で、平均寿命は、2020年で男性79.9歳、女性86.2歳と、ともに全国市区町村の中でも下位に位置する短命市と言えます。

誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことは、個人の生活の質を向上させ、地域社会の活力を生み出すことから、健康寿命の延伸を実現することが重要となっています。

(5) 自然災害

2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震、2024年の能登半島地震のほか、近年、全国各地で発生している大規模地震や局地的な集中豪雨とそれに伴う土砂災害、豪雪による被害など、全国各地で甚大な被害が発生しており、自然災害に対する備えと安全・安心に対する意識を常に高めておくことが不可欠です。

(6) 地球温暖化・海洋汚染など

本市では近年、陸奥湾の海水温の上昇や、短期間での集中的な降雨や降雪、桜の開花時期の早まりなど、生態系に影響を及ぼす気候の変化が顕著になっています。

地球温暖化の進行と、それに伴う気候変動が世界規模で深刻化しており、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーに対する関心を高め、その利活用を検討するなど、安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継ぐことが重要となっています。

また、プラスチックごみによる海洋汚染などは、自然の生態系に大きな影響を与えており、持続可能な社会の形成に向け、豊かな恵みをもたらす八甲田連峰や陸奥湾の自然環境を守ることが重要となっています。

第2章 まちづくりの目標

1 将来都市像

本市が、時代を取り巻く大きな社会情勢の変化に直面している中で、誰もがこれまで以上に日々の幸せを感じ、誇りを持ち、未来を考えられるまちをつくるため、将来都市像を

みんなで未来を育てるまちに

と定め、市民一人ひとりの力と企業や団体の民間の力を掛け合わせることで新たな力を生み、本市の新しい未来を一緒に切り開きます。

2 まちづくりの基本視点

本構想に掲げた将来都市像を着実に実現するため、次の4つの基本視点に立ってまちづくりを推進します。

(1) 未来をひらく若者の希望があふれるまち

若者たちは新しい時代の担い手であり、彼らが自由に発想し、夢と希望が広がるような創造力とエネルギーをまちの発展に活かし、チャレンジできる環境を提供し、若者が「青森市でやりたいことができる」「青森市に暮らしたい」と思えるまちを目指します。

(2) 人々が行き交う魅力あるまち

空路、海路、新幹線などの交通結節点であることや、青森県の中央に位置する地理的優位性、地域の特色を活かすとともに、その魅力を広く発信し、人が出会い、集い、住まい、人々が行き交い、にぎわいのある魅力的な空間が広がるまちを目指します。

(3) 市民がふるさとを誇れるまち

ふるさとを学び、地域の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、市民一人ひとりがまちづくりに関わることを通じて郷土への愛着と誇りを育み、本市への定住や、一度離れても「また戻ってきたい」「関わりを持っていたい」と思えるまちを目指します。

(4) ICT を活用し、あらゆる人に開かれたスマートオープンシティ

ICT 等の新技術を積極的に活用し、様々な問題に対する解決策を提供して、まちの持続可能性を高めるとともに、多様な価値観や考え方をもつ人や情報が行き交うことで新たな価値を創出し、より快適で豊かな市民生活の実現が図られる開かれたまちを目指します。

また、次の青森市の方針・誓いは、あらゆる活動を行う際に順守すべき最も重要な理念・視点であり、すべての施策の推進に当たって尊重します。

- 郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちを目指す

青森市民憲章（2005年4月制定）

- 恒久平和の実現を願う

非核・平和のまち宣言（1986年9月、旧浪岡町宣言）

平和都市宣言（1990年7月、旧青森市宣言）

- 性別や年齢、世代の分け隔てなく、一人の人間としての価値を尊重し、互いに協力しあえるまちを目指す

「男女共同参画都市」青森宣言（1996年10月、旧青森市宣言）

第3章 施策の大綱

本構想に掲げた「将来都市像」の実現に向けた取組を、体系的・総合的に推進するため、3つの分野ごとに施策の大綱を定めます。

また、それぞれ関連がある施策分野については、施策による成果を最大限発揮できるよう相互に連携しながら取り組んでいきます。

1 仕事をつくる

○豊かで活気ある暮らしを創るため、産学金官が互いに連携・補完し合いながら、「活力ある地域産業の育成」「時代の変化を先取りした産業振興」「地域の特性を活かした市場開拓」「国内外の観光需要の取り込み」「連携や交流による地域活力の強化」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 活力ある地域産業の育成

地域産業の規模の維持・向上に向け、関係団体との連携等により、地域企業の経営基盤強化を図るとともに、農林水産業の経営強化や生産性向上のほか、安全・安心な農水産品の供給を図ります。

また、若者、女性、高齢者などの多様な人材が多様な働き方で活躍できる魅力ある環境づくりなどにより、地域産業における人材の確保・定着を進めるとともに、県や関係団体と連携した企業立地の促進などにより、雇用を創出するほか、地域の特性を活かした個性と魅力のある商店街の形成を進めます。

(2) 時代の変化を先取りした産業振興

DX支援やスマート農業技術の導入などにより、生産性の向上を促進するとともに、GXの推進などにより、産業の育成・集積に取り組みます。

また、若者等の起業・創業や地域企業の新たな領域での事業展開、第二創業などへの支援の充実を図り、魅力ある仕事の創出を促進します。

(3) 地域の特性を活かした市場開拓

県や周辺市町村、関係団体と連携し、域外からの所得獲得や域内での所得循環に向けた取組を促進します。

また、市産農水産物を活用した新商品の企画・開発や販路開拓等を支援し、ブランド力

向上や高付加価値化、認知度の向上を図ります。

(4) 国内外の観光需要の取り込み

青森空港、青森港、新青森駅などの交通結節点機能を活かした立体観光の推進に向けて、戦略的なプロモーションを展開するとともに、歴史・文化や、アート、自然、食などの地域特性を活かし、周辺自治体と連携するなど、通年で魅力づくりを進めます。

また、外国人観光客などの観光客の快適な周遊・滞在に向け、受入態勢の充実を推進するとともに、ターゲットに応じた効果的な情報発信を行います。

(5) 連携や交流による地域活力の強化

行政の信用力・影響力、民間のアイデアやノウハウ、スピード感など、それぞれの強みやリソースを結集し、民間力を活かした公民連携を推進します。

また、働き方やライフスタイルの多様化、地方への回帰志向の高まりを踏まえ、地域とのかかわりを重視した新しい形での移住・定住を促進するとともに、関係人口の創出を図るほか、東津軽郡4町村をはじめ、青函交流など、近隣地域との広域連携・国内交流を推進します。

2 人をまもり・そだてる

○健康でやさしい暮らしを創るため、「未来を担う人財の育成」「誰もが文化・スポーツに親しめる機会の充実」「生涯を通じた健康づくり・持続可能な医療提供体制の推進」「高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり」「誰もが互いに尊重し、支え合う社会の推進」「安全・安心な市民生活・地域社会の確保」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 未来を担う人財の育成

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援を行うとともに、子どもが自ら考え、主体的に活動できる環境づくりを進めます。

また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図るとともに、郷土（ふるさと）に対する誇りと愛情を醸成するための学習に取り組むほか、国際社会の一員として活躍できる人材の育成や、誰もが生涯にわたり、知識や技能を学び、地域や社会で活かすことができる学習環境の充実を図ります。

(2) 誰もが文化・スポーツに親しめる機会の充実

全ての市民が、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができる環境や機会の創出等を進めるとともに、郷土の文化を受け止め、それらを継承・発展させるため、体験機会の確保や次世代を担う若者の育成に取り組みます。

また、年間を通じて、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大などにより地域活性化を図るほか、スポーツ人口の裾野拡大に向けて、ジュニア世代をはじめとする各世代の選手の育成や、専門的な知識・技術を有する指導者の確保に努めます。

(3) 生涯を通じた健康づくり・持続可能な医療提供体制の推進

市民の更なる健康寿命の延伸に向け、働き盛り世代をはじめとする市民のヘルスリテラシーの向上を図り、生活習慣病の予防と各種健康診査・がん検診等の受診率向上及び事後指導等に戦略的に取り組むとともに、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めます。

また、日頃から市民に対して感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、医療機関や関係機関と連携体制を構築し、新たな感染症の発生に備えるほか、必要なときに安心して適切な医療を受けることができる環境づくりを進めます。

(4) 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されるよう、地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。

また、障がいのあるかたが地域で安心して暮らせるよう、障がい及び障がいのあるかたへの市民の理解を深めるとともに、障がいのあるかたのニーズや特性に応じたきめ細かな相談や支援を提供できる体制の強化を図るほか、複雑化・複合化する課題の解決に向けた地域住民同士の支え合いによる自発的な活動を支えるため、地域福祉の担い手の育成・確保に取り組みます。

(5) 誰もが互いに尊重し、支え合う社会の推進

女性活躍の機運を醸成するとともに、多様で柔軟な働き方を支援し、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりを進め、全ての人が互いに支え合いながら対等に参画できる男女共同参画社会の形成を促進します。

また、県や関係団体等と連携し、在留外国人が地域社会の一員として、安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、市民の国際交流・国際理解を促進し、国際感覚の醸成を図るほか、平和の尊さを、市民、特に若い世代に伝えていきます。

(6) 安全・安心な市民生活・地域社会の確保

幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の啓発とともに、効果的な犯罪の未然防止を図るほか、消費者の安全・安心の確保を図ります。

また、行政のみならず、多様な主体の連携・協働により、複雑化・多様化する地域課題の解決を図り、地域の個性を活かしたまちづくりのための環境づくりを進めるとともに、地域の防災力強化に向け、市民の防災意識の向上や、防災組織の育成・強化を推進します。

さらに、生活困窮者の自立を促進するため、関係機関と連携し、生活支援や就労支援等を行います。

3 まちをデザインする

○安全で快適な暮らしを創るため、「コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり」「災害防止・雪対策の充実」「都市景観・居住環境の充実」「社会情勢の変化に対応した交通環境の充実」「未来につなぐ自然環境の保全・快適な生活環境の確保」「脱炭素・循環型社会の実現」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり

都市の効率性を高めるコンパクトな拠点づくりと、それらの拠点を接続する公共交通ネットワークを有機的に連携させることにより、県都あおもりの各地域の特色を活かした官民連携による持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを進めるとともに、多様な交通でアクセスできる拠点づくりを推進します。

また、中心市街地については、国内外からの観光客など交流人口の増加を通じた、更なる消費需要の獲得に向け、魅力的な拠点形成を進めます。

さらに、地域コミュニティの維持・活性化に向けて、地域の活動拠点の利用環境向上を図ります。

(2) 災害防止・雪対策の充実

人口減少・高齢化の進行を踏まえて、自然災害に強い都市基盤整備を効果的に継続するとともに、地域・除排雪事業者・行政が連携し、AI・ICT等の新たな技術の活用も視野に入れ、効果的・効率的な除排雪を推進します。

また、健全な居住環境の維持・向上に向け、空家等の状況把握及び管理に努めながら利活用を促進します。

(3) 都市景観・居住環境の充実

都市景観に関する市民意識の醸成や公園・緑地の充実、緑化活動の推進に努めるとともに、官民連携による本市の誇るべき豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

また、地域特性に応じた安全で良質な住宅ストックや安心して暮らせる居住の安定の確保を図り、多様化する居住ニーズに対応するための環境づくりを進めます。

(4) 社会情勢の変化に対応した交通環境の充実

県や関係機関等と連携して、道路、鉄道、空港、港湾それぞれの機能充実と連携強化を図ります。

また、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した交通手段の確保に向け、都市づくりと連携しながら、デジタル技術等を活用した公共交通機関の相互連携や利便性の向上により、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの充実を図るとともに、主要幹線道路の整備・充実や既存道路・道路施設の適正な維持管理により、安全で快適な道路交通環境の確保を図ります。

(5) 未来につなぐ自然環境の保全・快適な生活環境の確保

自然環境の保全及び自然との共生を図る資源の適切な利活用の取組を推進するとともに、市民意識の醸成に取り組みます。

また、食品衛生対策や生活衛生対策を推進するとともに、動物愛護と生命尊重の意識醸成を図るほか、陸奥湾をはじめとする公共用水域の水質保全のため、汚水処理に係る下水道整備や下水道施設の機能確保等により、快適な生活環境の確保を図ります。

(6) 脱炭素・循環型社会の実現

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、化石燃料から再生可能エネルギーへのシフトなど、自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策を推進します。

また、持続可能なごみの適正な処理のため、ごみの減量化やリサイクル率の向上に向けた効果的な対策、意識啓発を推進するほか、廃棄物の適正処理に関する指導・啓発活動や不法投棄をさせないための環境づくりなどの廃棄物対策を推進します。

第4章 政策を実現するために

本構想に掲げた「将来都市像」の実現のための各施策を推進するため、次の基本的な姿勢に立って政策を実現していきます。

(1) 人材確保・育成と職場環境の整備による組織力向上

市職員がのびのびと能力を発揮できるような職場環境を整備するとともに、民間企業・大学との交流や、様々なチャレンジをする機会を創出し、組織活性化と組織力向上を推進します。

(2) 行財政改革による行政の進化

デジタル技術を積極的に導入するとともに、先進的・民間的手法を活用し、行政運営の効率化を図りながら、行政サービスの向上に取り組みます。

(3) 健全な財政運営

将来世代に責任を持てる財政基盤の確立を目指し、中長期的な視点に立って財政の健全性の維持向上を図り、持続可能で健全な財政運営を行います。

(4) 積極的な情報発信・市民の声を市政に反映

様々な広報媒体を活用し、市内だけでなく、全国・海外に向けて積極的に広報活動を行うとともに、多様化・複雑化する地域課題の解決に向け、みんなで対話を深めるなど、市民の声を反映させる開かれた市政を推進します。

(5) SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

SDGsの17のゴールが各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開します。